

○財務省告示第三百十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年九月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百三
十二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

十 十		九 八		七	
イ 一		二		ハ	
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 日		争 取 非 者 特 国 債 市 場		争 取 非 者 特 国 債 市 場	
格 格 競 争 格		入 札 発 行 行 日		入 札 発 行 行 日	
額 面 金		額 面 金		額 面 金	
十	七	五	千	五	二
七	銭	万	百	万	千
五	厘	円	億	円	百
厘	以		六	十	九
上	の		千	億	十
の	そ		七	四	二
そ	れ		百	千	万
れ	ぞ		三	三	千
の	れ		十	百	二
の	の		五	二	百
応	九		万	十	三
			円		三

特別会計に
関する法律
第十四
条第一項に
規定する基
づき発行し
た利付国債
に ついて、
で、千三百
六億円

振替法の規
定による振
替口座金簿
の記載又は
記録は、最
低額面金と
す。整理の
成る。平成
十五年九月
十七日

平成十五年
九月十七日
のつき九
の九

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

十 額 募
七 面 価
銭 金 格
五 額
厘 百 円
に つ き
九 十 九
円 九

(一) 年
○ ・ 一 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加した額を次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとて振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式に
より算出した金額から該乗
額に百分の二十・三・五を
じた金額(おたし、取得者
を發行時に又は外国
が非居住者又は外国
る場合には、前記(一)の算式に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

より算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十六年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成二十七年九月十五日額面金額百円につき百円日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十五年九月十七日